平成２８年（フ）第５２６号
広島県安芸郡海田町三迫１丁目１番６－７号
債務者　七種　義美
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４１号
福岡県久留米市御井町1970番地７　大成コーポ105号、前住所福岡県久留米市東合川４丁目11番21号
債務者　加藤　光子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３号
岩手県宮古市花輪第17地割48番地38、前住所岩手県宮古市長根１丁目７番３－102号コーポふじ
債務者　舘洞　正子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第４２号
富山県氷見市泉64番地２
債務者　谷畑　　優
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１８８号
山梨県甲府市北新１丁目６番６－317号
債務者　**雨**宮　久雄
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８９号
山梨県甲府市北新１丁目６番６－317号
債務者　**雨**宮　寿子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
岐阜県飛騨市神岡町江馬町８番地12
債務者　小島多美江
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
滋賀県東近江市蒲生堂町340番地142、旧住所滋賀県彦根市高宮町2384番地・滋賀県彦根市高宮町1356番地５メゾンあおきⅡ306号
債務者　大野木宏治
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第５５７号
京都市山科区音羽野田町20番地21
債務者　大井奈津子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
愛媛県松山市勝山町１丁目１番地３　第96杉フラット1005号
債務者　佐伯　照子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９４号
愛媛県伊予郡砥部町大南102番地８
債務者　倉田　寛之
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９５号
愛媛県松山市古川西１丁目４番２号　ＴＡＫＡＯマンション303号
債務者　山内百合子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９９号
愛媛県松山市山越２丁目９番26号
債務者　京極ゆたか
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０５号
愛媛県松山市御幸１丁目446番地２　シャルマン桐木101号、住民票上の住所愛媛県今治市玉川町龍岡下甲284番地３
債務者　森　美栄子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０６号
愛媛県伊予市上吾川甲1499番地２
債務者　西岡　菊雄
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２６号
愛媛県松山市平和通２丁目６番地30　ハイツシャトル302号
債務者　川東　**浩**一
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７７号
愛媛県西条市喜多川779番地５　スカール喜多川Ａ棟404号、前住所愛媛県西条市東町207番地１
債務者　越智多喜子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
松山地方裁判所西条支部